平成２６年（フ）第１０４７号
千葉市中央区仁戸名町638番地20　松ヶ丘ハイム202号
債務者　池田　智昭
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７１号
広島市西区庚午北２丁目９番12―304号
債務者　三田　和美（旧姓鼻岡）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３号
福岡県久留米市野伏間１丁目11番23―302号、前住所福岡県筑後市大字熊野201番地24
債務者　荒巻　大輔
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４７号
福岡県久留米市青峰３丁目２番634号
債務者　武田　　健
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２８号
北海道小樽市新光３丁目16番12号　ニューライトＳ２　Ｃ号室、前住所北海道小樽市朝里３丁目９番13号
債務者　秋場　順夫
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７４７号
仙台市青葉区錦町１丁目８番29号　千寿荘に、従前の住所仙台市青葉区木町通１丁目３番42―605号
債務者　齋藤　久子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字稗返１番地1316
債務者　加賀谷昌宏
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
茨城県神栖市神栖３丁目９番19号、住民票上の住所茨城県神栖市神栖深芝724番地３
債務者　根本　直幸
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５２号
長野県駒ヶ根市赤穂759番地18
債務者　那須野茂喜
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第５３号
長野県駒ヶ根市赤穂759番地18
債務者　那須野孝子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13158番地２　木下第２団地21
債務者　加藤　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第４２０号
岐阜県羽島市正木町須賀小松187番地　コーポラス須賀Ａ棟17号室
債務者　吉田　善高
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２２号
岐阜県各務原市那加新加納町1999番地６
債務者　藤掛　ルミ
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９７４号
名古屋市北区山田２丁目11番62号　大曽根併存住宅１棟７―12号
債務者　澤山　欽哉
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
三重県伊賀市緑ケ丘東町908番地の７
債務者　吉川　好己
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２８０号
兵庫県宝塚市売布きよしガ丘17番１号
債務者　Ｈｅａｒｔこと　北　小奈江
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目16番57号　シャルマン逆瀬川Ｂ棟206号
債務者　髙山興業こと髙山素弘こと　崔　　基晧
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係